

4. 恩納村沿岸域のルール

恩納村の美しい沿岸域を持続的に利用し、次世代に継承し、永続的に沿岸域がもたらす利益を享受していくためには、住民、漁業者、観光業者、訪問客、行政などが共通の理念をもち、お互いがお互いの立場を尊重しつつ協力し、ルールを守りながら、その輪を広げていく必要があります。

利用等に際して

■ 永続的に海の幸を得るために

恩納村の海域には漁業権が設定されており、漁業者が排他的に漁業を営む権利が認められています。獲ってはいけない魚種や禁止されている採捕方法があることを認識しておく必要があります。

- 漁業権に基づくヒトエグサ（アーサ）、ウニ、モズク、シャコガイ、ヒロセガイ、タカセガイ、マガキガイ、サザエ、イセエビを採捕しないこと。
- 水中銃や潜水器（スキューバを含む）を使用して、魚、貝、海藻類などを採捕しないこと。



■ トラブル・事故が起こらないように

漁業者と村内の海域レジャー業者は、海域の利用に際しトラブルが発生しないよう、いろいろな取り決めをしています。一般の利用者においても、海象条件に十分に注意するとともに、ダイビングや水上バイクなどのマリンスポーツを楽しむ際は、事故を未然に防ぐための決まりごとを守る必要があります。

- 潜水漁業を行っている漁船には近づかないこと。
(潜水中の船は潜水フラッグを立てています。)
- 養殖網設置場所には入らないこと。
- モズク運搬時（12月～6月）においては漁船走行を優先すること。
- 海象条件に十分に注意し、津波警報や波浪警報が出た際は、速やかに内陸部へ避難すること。
- 潮の流れ、深場に注意し、遊泳禁止区域では泳がないこと。
- ハブクラゲ、ガンガゼ、オニヒトデなどの危険生物に注意すること。
- 荒天時にはリーフの外でボートセーリングをしないこと。
- 多くの人が遊泳したりするところには、水上バイクを持ち込まないこと。
- 海岸に近いエリアでの水上バイク等の空ぶかしやトーイングはしないこと。
- 水上バイク利用の際には漁船やダイビング船、ボートセーリングなどの航行を優先すること。
- シーカヤック利用の際には、漁業活動等の邪魔にならないよう航行範囲に注意すること。



■ みんなが快適に利用するために

恩納村の海岸利用に際しては、禁止行為等を定めた法律や条例があります。これらを守ることとあわせ、騒音や私有地への無断侵入などの近隣住民に対する迷惑行為は厳重に慎まなければなりません。

- 海岸の施設又は工作物を傷つけたり汚したりしないこと。
- 自動車、船舶などを乗り入れて、放置したりしないこと。
- もり、やす、水中銃等身体に危害を及ぼす恐れがある機具を所持して海岸に立ち入らないこと。
- 騒音（カラオケ、ラジカセ等）又は大声を発する、暴力を用いるなど公衆の迷惑となるような行為をしないこと。
- 物品又は飲食物の販売、ビーチパラソル又はボート等の賃貸等の営業行為をしないこと。
- 荒天時（台風、又は波浪警報が発表されているとき。）に海岸に立ち入らないこと。
- これらのほか、公衆の海岸利用を著しく阻害するような行為をしないこと。



※ 恩納村では、村長が村内15区域を指定し、海岸の日常管理を行うために必要な事項を定めています。

- ボートや水上バイクを許可なく海岸等へ係留しないこと。
- 私有地への車の乗り入れ、又は不法駐車をしないこと。



■ 美しい海を守るために

生命のゆりかごでもある貴重なサンゴを傷つけないこととあわせ、希少な生物の生息環境を守っていく必要があります。また、観光客のゴミの持ち帰りはもちろんのこと、住民や農業者においてもできるだけ海を汚さないための努力が求められます。

- 海底のサンゴ等に悪影響を及ぼすようなアンカーの投げ入れはしないこと。
(できるだけ決められたブイに係船すること。)
- サンゴ礁や魚介類など貴重な動植物を採ったり、傷つけたりしないこと。
- アジサシなど渡り鳥が生息する場所へは近寄らないこと。
- ウミガメの産卵を妨げる行為（自動車の乗り入れ、ゴミの持込み等）をしないこと。
- オカヤドカリ（国の天然記念物）が利用する巻貝の採りすぎに注意すること。
- ゴミは必ず指定のゴミ箱に入れるか、又は持ち帰ること。
- 合成洗剤を使用しない、米のとぎ汁をそのまま流さないなど、生活排水による水質汚染を少なくするよう心がけること。
- 内陸部等において事業を実施する際は、土砂、汚泥、汚水等の海域への流出防止に万全を期すこと。
- 農地等からの赤土流出を防ぐため、農地の被覆や植栽等の対策を促進すること。
- 残農薬は河川等に流したりせず、専門の処分業者に委託すること。
- 漁業用資材及び農業用資材は所定の手続きに基づき適正に処理すること。



■ 多くの人を訪れる誇らしい恩納村にするために

恩納村沿岸域は、そのほとんどが「沖縄海岸国定公園」に指定されています。また、内陸部の土地利用に際してもいくつかの規制があり、豊かな環境づくりを進めています。このような恩納村沿岸域が抱える諸条件や取組を踏まえながら、地域関係者自らが恩納村沿岸域の保全と利用のためのルールをさらに充実させていく必要があります。

恩納村はその多くが、「**沖縄海岸国定公園**」の「**特別地域**」に指定されており、工作物の設置や土砂の採取、埋立など様々な行為に対し**県知事の許可**が必要となります。

また、村内において開発や建築を行おうとする際は、「土地利用規制のための基準」に沿って**村長の承認**を受けること、さらには集落用域内での建物の高さは13m以内、リゾート用域内での建物の高さは40m以内とすることが、「**恩納村環境保全条例**」によって決められています。

届出・連絡について

- キャンプや大がかりな撮影、イベント等で海岸や海を利用する際には、事前に恩納村役場(098-966-1203)の許可を得てください。
- 共同漁業権内において事業を実施しようとする者は、沖縄県水上安全条例を遵守し、恩納村漁業協同組合(098-964-2797)の同意を得てください。
- 遭難者や他者に危険が及ぶような行為を発見した際は、直ちに最寄りの警察署、派出所、消防署、さらには第11管区海上保安本部(118もしくは098-867-0118)等に通報してください。

5. 今後に向けて

我々恩納村の関係者は、今後も引き続き『恩納村沿岸域圏総合管理協議会』を設置・運営し、以下の取組を推進していきます。

- 恩納村沿岸域利用・保全ルールを広く地域内外へ伝えていくこと。
- 新たなルールを創造するなど、恒常的な恩納村沿岸域利用・保全ルールの質の向上に努めること。

恩納村沿岸域圏総合管理協議会

【役割】 利用・保全ルールの普及啓発、質の向上等に係る方針の決定
組織運営体制に係る方針の決定

作業部会

【役割】 利用・保全ルールの普及啓発方法、質の向上に係る具体策の検討
組織運営体制に係る検討

〔関連組織〕

恩納村オニヒトデ対策ネットワーク
恩納村赤土流出防止協議会
恩納村ダイビング連絡協議会

事務局

意見集約・事務調整等
(村役場、漁協、商工会)

このパンフレットは、恩納村沿岸域の適正な利用と保全に向け、漁業者、ホテル業者、海域レジャー業者、商工会、有識者、行政など様々な関係者が参画し設置された「恩納村沿岸域圏総合管理協議会・作業部会」における検討結果をとりまとめたものです。この取組をきっかけに、恩納村沿岸域の豊かな自然環境が維持され、地域内外を問わずすべての人達が快適にかつ安全に海や海岸を利用していたくことを期待しています。

なお、本事業は、国土交通省国土計画局による「平成17年度開放性海域における沿岸域総合管理導入調査業務」の一環として行ったものです。

恩納村沿岸域圏総合管理協議会・作業部会

【問い合わせ先】

恩納村農林水産課	TEL 098-966-1202
恩納村建設課	TEL 098-966-1203
恩納村商工観光課	TEL 098-966-1280
財団法人 日本システム開発研究所	TEL 03-5379-5915